

関東ウエーブの会 会則（最終草案）

※ 赤い下線は改定案で変更しようとしている箇所。新たに追加した文言があった場合は空白に下線とする。

[前文]

（名称）

第1条 正式名称を 関東躁うつ病当事者会 とする。
通称を 関東ウエーブの会 とする。
躁うつ病と双極性障害は同義とする。

（事務所）

第2条 _____。
この会の所在地は、幹事宅におく。
所在地は手続き上必要な場合に相手方に明らかにする。

（目的）

第3条 この会は、孤立しがちな躁うつ病当事者自身が、その周辺とともに協力して気軽に交流できる、開かれた会とする。
お互いの成長を助け合い、置かれた様々な状況を変えていくことによって、すべての当事者の普遍的幸せを目的とする。

（事業）

第4条 この会は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。
(1) すべての躁うつ病患者及びその周辺に開かれた概ね月一回の例会を開催する。
(2) _____
(2) 会の公式ウェブサイトの運営、並びにウェブサイトを通じた、躁うつ病患者、及びその周辺の交流を行なう。
(3) 総会で決定した行事など。
(4) その他この会の目的の達成に必要な事業。

（構成）

第5条 この会は会員で構成する。
2 会員は、躁うつ病当事者及びその周辺とする。

但し、当会の目的、特に当会が公的機関や権威から自立した存在であるという当事者会としての原則を歪めようとする者を除くものとする。
但し書きに反して入会した者は総会において除名することができる。その場合は、その者に弁明の機会を与えなければならない。
躁うつ病当事者及び周辺の内容は細則に定める。
3 その会費及び資格は総会が定める。
4 それ以外の会員は総会が定める。
5 通常総会及び臨時総会の1ヶ月以上前に会員になった者が、総会での議決権を有するものとする。

（機関・議決）

第6条 この会の議決を行う機関として総会及びスタッフ会議を置く。
2 総会は会員で構成し、委任状を含め会員総数の1/2以上の出席をもって成立し、他に定めのない限り多数決をもって議決する。議長は総会冒頭で決める。

3 総会はスタッフ会議が招集するものとし、毎年1回以上開催し、次の事項を議決する。

- (1) 年度事業報告及び決算の承認
 - (2) スタッフの選任
 - (3) 年度事業計画及び予算
 - (4) 本会の解散、合併に関する事項
 - (5) 第5条第1項の但し書きに基づき会員の除名に関する事項
 - (6) その他、本会の運営に関する重要事項
 - (7) やむを得ず、当日提出された緊急動議
- 4 スタッフ会議は_____。委任状を含めスタッフ総数の1/2以上の出席をもって成立し、多数決をもって議決する。
- 5 スタッフ会議はスタッフの一員が招集し、総会に付託すべき事項及び総会の議決の執行に関する事項及びこの会の日常の運営に関する事項を議決し執行する。

(スタッフの役割)

第7条 _____。

この会のスタッフの中に次の役割をおく。

幹事(1名) 本会を全スタッフとともに統括する。

副幹事(若干名) 幹事を補佐する。

会計(1名)

会計監査(1名) 財政の状況を監査し、それらに不正や問題があれば是正する。総会において会計監査報告を行い、総会の承認を得る。

管理人(1名) ウェブサイトに関する業務を行なう。

副管理人(若干名) 管理人を補佐する。

2 スタッフは総会で選任する。任期は1年とし、再任を妨げない。

3 スタッフ会議はスタッフをもって構成する。スタッフ会議の運用については細則で定める。

(事業年度)

第8条 この会の事業年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日とする。

(財産の管理)

第9条 この会の会計処理および管理方法はスタッフ会議が定める。

(過半数以上を要する議決)

第10条 会則の改正、会員の除名、及び緊急動議は、総会において会員の2/3以上の賛成をもって決する_____。

(細則)

第11条 この会則に定めのない事項及びこの会則の実施に必要な細則は、総会において定める。

(雑則)

第12条 この会則は、2017年4月1日から施行する。

関東ウェブの会 細則（最終草案）

※ 赤い下線は改定案で変更しようとしている箇所。変更箇所が多岐にわたるため、新たに追加した文言があった場合も、ここでは特に明記しない。

（当事者会について）

第1条 当事者会とは、病気や障害などから生まれる問題を抱える人どうしが、自らの手で独立して創りあげ、お互いに支えあい、それぞれの意見を尊重しながら、問題を乗り越えていく集まりと考える。

（躁うつ病当事者とその周辺について）

第2条 本会で躁うつ病当事者とは、躁を一度でも経験したことがある者とする。その内容は、躁うつ病・統合失調感情障害・非定型精神病と診断された者。さらに医師の誤診などで明らかに躁転を経験したことがあり、躁うつ病の病名の診断を受けていない場合。

2 周辺とは、当事者の家族と交際相手とする。

（総会の運用）

第3条 総会の招集は1ヶ月以上前にスタッフ会議が行なう。

2 招集の通知には以下の内容を含む。

日時、会場、議題及び委任状兼議決権行使書

3 招集及びその回答はメールもしくはウェブサイトで行なうことができる。

4 会員は総会において議決権を有する。会員以外は議決権は持たないが、オブザーバー参加することができる。

（スタッフの役割）

第4条 スタッフ選出後のスタッフ会議において互選とする。

（スタッフ会議の運用）

第5条 定例のスタッフ会議とその準備会議をそれぞれ月1回行う。

2 スタッフは月1回以上の会議に参加する。

3 スタッフはスタッフ及び準備会議に参加することができる。

4 準備会議はスタッフ会議への提案を行なう。

5 スタッフ会議は運営上の検討内容を議決する。

6 スタッフ会議及び準備会議はネット上で行なうことができる。

7 会員は議決権は持たないが、スタッフ会議及び準備会議にオブザーバー参加することができる。

（会費）

第6条 会員は年会費1200円で例会参加は無料。

2 非会員は例会参加費300円とする。